

ユーキャンの調剤事務お仕事マニュアル
法改正等に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

■「初版 第1刷（2022年8月16日発行）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
P. 67	表2-1／処方せん備考欄の記載と自己負担割合／処方せん備考欄／5行目	高一	高9	2023.1.27
P. 67	表2-1／処方せん備考欄の記載と自己負担割合／表下の注釈／1つめ	・高一 … 高齢受給者または後期高齢者医療受給対象者であって一般・低所得者の患者（9割給付もしくは8割給付）	・高一 … 高齢受給者であって一般・低所得者の患者（8割給付）	2023.1.27
P. 67	表2-1／処方せん備考欄の記載と自己負担割合／表下の注釈／最後に追加		・高9 …後期高齢者医療受給対象者であって一般・低所得者の患者（9割給付）	2023.1.27
P. 67	キャラクターセリフ	記載が同じ「高一」であっても、高齢受給者は2割負担、後期高齢者は1割負担となるので、注意が必要です	記載が「高一」であっても、高齢受給者は2割負担となるので、注意が必要です	2023.1.27
P. 71	2022年9月22日の規制改革推進会議にて規制緩和が行われ、同日付で内容が変更となりました。			2022.9.30
	本文／9行目～10行目	～また、リフィル可の欄に「✓」の記載がある処方箋の受付を行い調剤した場合、最終回以外は処方せんの原本を～	～また、リフィル可の欄に「✓」の記載がある処方箋の受付を行い調剤した場合、最終回以外は原則として処方せんの原本を～	
	本文／最終行以降	右記を追加	なお、かかりつけ契約を結んでいるなど、受診勧奨の必要性を含め、薬剤師が患者さんの服薬状況や状態の変化などを把握できている場合に限り、患者さんやご家族の意向を確認したうえで、リフィル処方せんの原本を薬局で保管して、2回目以降も調剤やオンライン服薬指導をすることも可能です。	

※次頁に続く

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日								
P. 147		<p>2023年4月現在、多くの医薬品が流通不安定になっていることを受け、2023年4月～12月までの間、「医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置」が設けられています。追加の施設基準を満たした薬局は、この期間内に限り、後発医薬品調剤体制加算の算定状況によって、地域支援体制加算にさらに追加の点数を算定することが認められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品調剤体制加算1または2を算定している薬局：地域支援体制加算に+1点 後発医薬品調剤体制加算3を算定している薬局：地域支援体制加算に+3点 (特別調剤基本料を算定している場合は増点後の80/100に相当する点数を算定する) 		2023.4.14								
P. 162		<p>P. 162で説明している「電子的保健医療情報活用加算」は廃止され、2022年10月1日から以下の加算が新設されます。</p> <p>医療情報・システム基盤整備体制充実加算（2022年10月より新設）</p> <p>医療情報・システム基盤整備体制充実加算とは、レセプトのオンライン請求とオンライン資格確認の両方を実施している薬局で算定できる加算です。</p> <p>算定にあたっては、「オンライン資格確認の運用開始日を医療機関等向けポータルサイトに登録していること」、「オンライン資格確認を行う体制を有していることや、薬剤情報や特定健診情報などを取得活用して調剤を行うことなどを薬局内の見やすい場所およびホームページ等に掲載していること」が必要です。</p> <p>●医療情報・システム基盤整備体制充実加算1 オンライン資格確認により患者さんの薬剤情報の取得が困難な場合は、6ヶ月に1回に限り3点を加算します。 ※2023年4月～12月の間は、「医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置」として4点を加算する</p> <p>●医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 オンライン資格確認システム上で患者さんの同意を得たうえで薬剤情報等を取得した場合、6ヶ月に1回に限り1点を加算します。</p>		2022.9.30 2023.4.14 追記								
P. 202	下から2行目	～判断しましょう。	～判断しましょう。 <u>なお、返戻の再請求については、2023年4月より原則オンラインで再請求することになっています。</u>	2023.4.14								
P. 222	函／薬学管理料 ／調剤管理料／ 白枠内	電子的保健医療情報活用加算	医療情報・システム基盤整備体制充実加算	2022.9.30								
P. 227	表／調剤管理料 ／【調剤管理料の加算】／電子的保健医療情報活用加算の行	<p>以下に差し替え</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>医療情報・システム基盤整備体制充実加算1</td> <td>－</td> <td>オンライン資格確認システムを導入、薬剤情報等の取得が困難な場合、6ヶ月に1回まで</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>医療情報・システム基盤整備体制充実加算2</td> <td>－</td> <td>オンライン資格確認システムを導入、薬剤情報等を取得した場合、6ヶ月に1回まで</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>		医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	－	オンライン資格確認システムを導入、薬剤情報等の取得が困難な場合、6ヶ月に1回まで	3点	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	－	オンライン資格確認システムを導入、薬剤情報等を取得した場合、6ヶ月に1回まで	1点	2022.9.30
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	－	オンライン資格確認システムを導入、薬剤情報等の取得が困難な場合、6ヶ月に1回まで	3点									
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	－	オンライン資格確認システムを導入、薬剤情報等を取得した場合、6ヶ月に1回まで	1点									

※次頁に続く

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日														
P.233	表／調剤管理料等の加算／電子的保健医療情報活用加算の行	以下に差し替え <table border="1"> <tr> <td>医療情報・システム基盤整備体制充実加算1</td> <td>6ヶ月に1回まで</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>医療情報・システム基盤整備体制充実加算2</td> <td>6ヶ月に1回まで</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </table>	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	6ヶ月に1回まで	○	×	○	○	×	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	6ヶ月に1回まで	○	×	○	○	×		2022.9.30
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	6ヶ月に1回まで	○	×	○	○	×												
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	6ヶ月に1回まで	○	×	○	○	×												
P.234	表／調剤管理料等の加算／電子的保健医療情報活用加算の行	以下に差し替え <table border="1"> <tr> <td>医療情報・システム基盤整備体制充実加算1</td> <td>6ヶ月に1回まで</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療情報・システム基盤整備体制充実加算2</td> <td>6ヶ月に1回まで</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	6ヶ月に1回まで	○	○	○	○	○	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	6ヶ月に1回まで	○	○	○	○	○		2022.9.30
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	6ヶ月に1回まで	○	○	○	○	○												
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	6ヶ月に1回まで	○	○	○	○	○												
P.235	表／調剤管理料等の加算／電子的保健医療情報活用加算の行	以下に差し替え <table border="1"> <tr> <td>医療情報・システム基盤整備体制充実加算1</td> <td>6ヶ月に1回まで</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療情報・システム基盤整備体制充実加算2</td> <td>6ヶ月に1回まで</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	6ヶ月に1回まで	○	○	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	6ヶ月に1回まで	○	○		2022.9.30						
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	6ヶ月に1回まで	○	○															
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	6ヶ月に1回まで	○	○															
P.236	表／主な調剤報酬点数一覧表	表外の新表に差し替え		2023.4.14														
P.238	表2-1／処方せん備考欄の記載と自己負担割合／処方せん備考欄／5行目	申し訳ございませんが、別途「訂正のお知らせとお詫び」をご確認ください。		2023.1.27														

▼P.236 差し替え用

調剤技術料	調剤基本料	42点／26点／21点／16点／32点／7点
	地域支援体制加算*1	39点／47点／17点
	連携強化加算	2点
	後発医薬品調剤体制加算	21点／28点／30点
	薬剤調製料	次ページ参照
薬学管理料	調剤管理料	次ページ参照
	医療情報・システム基盤整備体制充実加算*2	3点／1点
	服薬管理指導料	45点／59点
	外来服薬支援料2	次ページ参照
薬剤料	使用薬剤料	－
特定保険医療材料料	特定保険医療材料料	－

*1 時限的特例措置あり (p.147の欄参照)

*2 時限的特例措置あり (p.162の欄参照)

■「初版 第2刷（2022年11月8日発行）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日				
P. 67	表2-1／処方せん備考欄の記載と自己負担割合／処方せん備考欄／5行目	高一	高9	2023.1.27				
P. 67	表2-1／処方せん備考欄の記載と自己負担割合／表下の注釈／1つめ	高一 … 高齢受給者または後期高齢者医療受給対象者であって一般・低所得者の患者（9割給付もしくは8割給付）	高一 … 高齢受給者であって一般・低所得者の患者（8割給付）	2023.1.27				
P. 67	表2-1／処方せん備考欄の記載と自己負担割合／表下の注釈／最後に追加		・高9 …後期高齢者医療受給対象者であって一般・低所得者の患者（9割給付）	2023.1.27				
P. 67	キャラクターセリフ	記載が同じ「高一」であっても、高齢受給者は2割負担、後期高齢者は1割負担となるので、注意が必要です	記載が「高一」であっても、高齢受給者は2割負担となるので、注意が必要です	2023.1.27				
P. 147	<p>2023年4月現在、多くの医薬品が流通不安定になっていることを受け、2023年4月～12月までの間、「医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置」が設けられています。追加の施設基準を満たした薬局は、この期間内に限り、後発医薬品調剤体制加算の算定状況によって、地域支援体制加算にさらに追加の点数を算定することが認められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品調剤体制加算1または2を算定している薬局：地域支援体制加算に+1点 ・後発医薬品調剤体制加算3を算定している薬局：地域支援体制加算に+3点 <p>（特別調剤基本料を算定している場合は増点後の80/100に相当する点数を算定する）</p>			2023.4.14				
P. 162	黄色囲み内／●医療情報・システム基盤整備体制充実加算1／最後に追加		※2023年4月～12月の間は、「医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置」として4点を加算する	2023.4.14				
P. 202	下から2行目	～判断しましょう。	～判断しましょう。なお、返戻の再請求については、2023年4月より原則オンラインで再請求することになっています。	2023.4.14				
P. 236	表／主な調剤報酬点数一覧表	本資料P.3表外の新表に差し替え		2023.4.14				
P. 238	保険公費早見表／医療保険／後期高齢者／75歳以上一般所得／処方せん備考欄の記載	<table border="1"> <tr> <td>75歳以上 一般所得</td> <td>高一</td> </tr> </table>	75歳以上 一般所得	高一	<table border="1"> <tr> <td>75歳以上 一般所得 **</td> <td>高9</td> </tr> </table>	75歳以上 一般所得 **	高9	2023.1.27
75歳以上 一般所得	高一							
75歳以上 一般所得 **	高9							